

# 第 3 回

## 第Ⅲ期

ホームレスの自立支援等に関する

推進計画策定委員会

会議録

平成26年8月4日

午後2時00分開会

○生活福祉課長 第3回策定委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。時間となりましたので、これから始めさせていただきます。

私は前任の山本に替わりまして、4月より引き継ぎました生活福祉課長の関原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次第に従いまして、委員長と副委員長の選任までの間、進行を務めさせていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

では、開会に先立ちまして、福祉部長の小池よりご挨拶を申し上げます。

○福祉部長 皆さん、こんにちは。4月から福祉部長に着任いたしました小池と申します。どうぞよろしく願いいたします。前職は教育委員会の事務局の次長をやっておりました。

この策定委員会でございますが、当初の予定では昨年度、4回開催いたしまして、策定する予定で委員の皆様には策定方針、あるいは素案の方向性等をご審議いただいたところでございます。昨年12月に生活困窮者自立支援法が公布されまして、「国のホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、これを改めて改正することとなりました。

東京都の「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画」、この改訂も行うことになったということで、国及び東京都の改訂を待つこととなったわけでございます。しかし、この間に、国の基本方針の再改訂の公表時期が平成27年3月頃になる見込みであること。また、本年6月に改訂されました東京都の実施計画も来年国の基本方針の再改訂後に改めて再改訂することと判明いたしまして、新宿区の第Ⅲ期推進計画の策定作業につきましても、平成25年度中に策定する予定から、国や東京都の動向を踏まえるために平成26年度も継続することとした次第でございます。

また、計画の策定が完了するまでは、第Ⅱ期推進計画の期間を延長いたしまして、事業の継続的執行をすることといたしました。このため策定委員会の皆様方におかれましては、第Ⅲ期推進計画の検討結果を区長に報告するまでの間、委員を委嘱させていただきたいと思っております。委嘱状につきましては、机上に置かせていただきましたので、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

なお、本来の予定では、第3回の策定委員会で素案をお示しいたしまして、ご審議いただく予定でしたが、今年度これまでの事業の成果、あるいは課題を審議いただきまして、到達点を確認し、国の基本方針や東京都の実施計画の再改訂、これが公表され次第、策定に着手いただけるよう開催の運びとさせていただきたいと存じます。何とぞご協力の

ほどよろしくお願いいたします。

○生活福祉課長 では、審議に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日、机前にお配りさせていただきました資料は3点でございます。資料1、こちらが「第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画策定委員会 設置要綱」でございます。資料2、本委員会の「委員名簿」でございます。資料3、こちらは最後にご説明申し上げますが、「策定スケジュール（予定）」というものでございます。

このほかに、事前にお手元にお届けさせていただいております資料6、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定状況について」、というものと、資料7、「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定状況について～速報値データ集」というものを用います。念のため今日お持ちでない方もいらっしゃるかと思いきまして、机前に同じものを置かせていただいております。本日、机前にもう1枚、「ホームレスの現状」という片面印刷のものをご用意させていただきました。こちらは大変申し訳ありませんが、資料7の2ページ目になりますが、こちらに平成26年度調査のデータを入れました際に、反映させていなかったために、差し替えとしてこちらを貼っていただいて資料7として用いていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

さらに、ご参照いただくために、第Ⅱ期ホームレスの自立支援等推進計画、概要版のほうをご用意させていただいておりますので、ご活用いただければと思います。

次に、ご発言に当たってのお願いがございます。本委員会は会議録作成の関係で録音をさせていただきます。つきましては、その旨、ご了解いただきますようお願いいたします。その際にマイクを用いてご発言をいただきたいと思っております。発言の際には、発言というお手元のボタンを押していただきますと、このように緑色のランプが灯ります。そうしましたらお名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いいたします。ご発言がお済みになりましたら、今一度発言のボタンを押していただきますとランプが消える仕組みになってございます。よろしくお願いいたします。

では、次第に沿って始めさせていただきますが、まず定足数と、会議の成立について確認させていただきます。お手元の資料1、当委員会の要綱でございますが、こちらの第6条第2項をご確認いただきたいと思います。「策定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本委員会は9名が構成員でございます。本日は山田委員から事前のご欠席のご連絡を頂戴しております。そのほか8名の皆様にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

きます。

次に、私ども新宿区職員に人事異動がございましたので、この場でご紹介させていただきます。

まず、新宿区福祉部長の小池でございます。福祉部参事地域福祉課長の赤堀でございます。福祉部保護担当課長の村上でございます。生活福祉課相談支援係長の高頭でございます。みどり土木部みどり公園課長の吉川でございます。みどり公園課公園管理係長の関根でございます。交通対策課監察指導係長の女川でございます。

そのほかの区側の出席者といたしましては、交通対策課長の児玉と生活福祉課施設援護係長の松本がおりますが、本日は所用のため欠席とさせていただいております。ご了承くださいと思います。

では、次第の2、議事（1）委員長と副委員長の選任に移らせていただきます。

本日は委嘱後の最初の会議ですので、委員長と副委員長の選任を行います。お手元の資料1、先ほどの本委員会設置要綱をご確認ください。第5条第2項で、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。」とさせていただいております。

まず、委員長でございますが、昨年度は岡部委員にご尽力いただきましたが、引き続きとお考えですとか、別の方というお考えもあるかと思うのですが、いかがでしょうか。（岡部委員をお願いします、との声あり。）

では、引き続き、岡部委員に委員長をお願いしたいという声がございますので、お願いしたいと思います。

委員長、お席にお着きいただきまして、委員長のご挨拶とこの後の進行についてよろしくお願いたします。

**○岡部委員長** 引き続き委員長に選任されました岡部です。よろしくお願いたします。

それでは、副委員長の選任ですが、いかがいたしましょうか。特になければ委員長一任とさせていただきます。

それでは、社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団自立支援センター港寮施設長の鈴木委員を副委員長にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、鈴木委員、よろしくお願いたします。どうぞ、こちらのほうにいらしてください。

**○鈴木副委員長** ただいま委員長のほうから副委員長の選任をいただきました鈴木でございます。昨年度も務めさせていただきましたけれども、私にとっては過分な役割だというふう

に考えております。委員の方々、あるいは委員長にご指導いただきまして務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岡部委員長 それでは、16時までの予定で議事を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

次第に沿って進めますが、まず議題（2）新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画の策定状況についてです。本来は素案をお示しするところですが、先ほど福祉部長からもお話がありましたように、素案の第Ⅰ章及び第Ⅳ章、第Ⅴ章は今後大幅な変更が見込まれることから、今年度の作業としましては、第Ⅱ章と第Ⅲ章に沿って第Ⅱ期推進計画でのホームレス状況と事業の進捗状況について整理、確認し、国や東京都の動向が明らかになり次第、策定作業に取りかかれるように準備したいと思います。

そこで、第Ⅱ章、第Ⅲ章について、資料6及び資料7にまとめたいということですので、事務局より説明を受けたいと思います。事務局、よろしくお願いいたします。

○生活福祉課長 資料6と資料7を両方並べてご覧いただきたいと思います。

まず、第Ⅱ章、ホームレスの現状でございます。資料6の4ページ、それから、速報値版の2ページをご覧いただきたいと思います。全国のホームレス数につきましては、速報値版データでございますように、平成26年1月現在で7,508人となっております。平成19年の調査では1万8,564人でしたので、先ほどの差し替え用のペーパーをご覧いただきますとおり、1万1,056人の減という数字になっております。地域別に見ますと大阪府、東京都の都市部に集中しているところの傾向に変わりはありません。

次に、東京のホームレス数についてです。速報値版では、4ページというページは出ておりませんが、（2）東京都全体のホームレス数というところをご覧いただきたいと思います。こちらは、国土交通省が管理している河川を除いております関係で、今ご覧いただきました全国のホームレス数と東京都の数字のずれがございます。そういった背景があるということでご覧いただきたいと思います。

平成26年1月現在では東京23区で955人、市町村で39人、都内合計994人となっております。台東、新宿、渋谷の順で多い状況になってございます。東京23区では平成16年8月を頂点といたしまして、約10年間で4,500人ほど減少してございます。

次に、新宿区ホームレス数についてです。速報値版の5ページ（4）新宿区のホームレス数をご覧いただきたいと思います。大変細かい字で恐縮ですが、こちらは本編を完成させるときにはもう少し見やすい形で整理したいと思っておりますが、平成16年8月を頂点に

約10年間で1,000人弱減少しているという数字が確認できるかと思えます。

速報値版の6ページをご覧ください。新宿区のホームレスの滞留場所の特色といたしましては、大規模な地下街、繁華街があるため道路の比率が高い状況になっています。

ホームレスの生活実態について、こちらは資料6のほうの9ページをご覧くださいと思います。速報値がありませんので、平成24年1月の全国調査、生活実態調査の状況になってございます。まず、①年齢でございますが、年齢分布につきましては、60歳から64歳が25.6%。次いで55歳から59歳が18.1%、65歳から69歳が16.4%という順になってございまして、ホームレスの高齢化の傾向が見られるということでございます。

次に、②野宿生活の状況でございます。こちらは下から3行目でございますとおり、24年調査時の野宿生活期間は3年未満が37.0%、5年以上が47.0%となっております、野宿生活の長期化の傾向が見られているということでございます。

次のページをご覧くださいと思います。上から2行目でございますとおり、ホームレスの仕事と収入の状況につきましては、廃品回収が77.8%という状況となっております。

次に、11ページの⑤福祉制度の利用状況をご覧くださいと思います。福祉制度の利用状況ということで、巡回相談員の会ったことがある方というのが78.3%で、平成19年調査において62.3%でしたから、相談したことがある方がかなり増えているという傾向が見られます。

中段にまいりまして、なお書きのところでございますが、緊急一時宿泊事業、シェルター、自立支援センターを利用した後に、再び野宿生活に戻ってしまう方がいるということがデータとして確認されています。

次に、⑥自立についてです。11ページ末から12ページをご覧くださいと思います。自立に向けた今後の希望として、「自活したい」という方が26.2%であるのに対しまして、「今のままでいい」という方が30.5%となっております、平成19年調査と比較して、就労自立する意欲の低いホームレスの割合が増加していることが調査で確認されております。

第Ⅱ期推進計画期間中のホームレス状況につきましては、今のデータのとおりでございます。次のところは次の章のところでご説明させていただきたいと思えます。一旦、こちらで切らせていただきます。

○岡部委員長 事務局より第Ⅱ章前半までのホームレス状況について報告がありました。繁華街を抱える新宿区のホームレスの特徴等について、またホームレスを取り巻く状況、高齢化、若年層の増加、再路上化等について説明がありました。ここまででどなたかご意見は

ございますでしょうか。

ホームレスの方々が高齢化、あるいは野宿生活が長期化してきている。人数は随分減少してきましたけれども、そういう人たちが傾向として見られます。一方では、自立の意欲という観点から見ますと、自活意欲が停滞し、今のままでいいという方も増えており、なかなか路上から出ることができない状況も浮かび上がってきます。そういうことに関して、何か委員の方々に感想でも結構ですので、ご意見をいただきますようお願いいたします。

笠井委員、どうぞ。

○笠井委員 この数字は我々からしても衝撃的な数字でございまして、いろいろこちらも考えているんですが、都市雑業があり、路上生活の中でそこで生計がある程度成り立っている。そういう現状を固定化させてきたのかなと考えています。

そうすると、そこからの次のステップが見えなければ、そのまま、今のままでいいという回答につながっていくと思います。

逆に自立支援センターであるとか、緊急一時保護センター、1回、2回、3回使った方々が路上に残っているということがあるだろうと。そこに、路上生活対策全般に対して希望が持てない、というところの表れなのかなと思っていますので、これはこれとして鵜呑みにはしておりません。「今のままでいい」という言葉が一人歩きしてしまうと、放っておけばいいという極論になってしまいますので、ここら辺は慎重に見ておいたほうがよろしいんじゃないかと思います。我々は個別で話をして、話をすればするほど、「今のままでいい」という方は少なくなります。具体的なものを示していく中で、相談の内容によって変わってくるということでございます。

○岡部委員長 ありがとうございます。ほかの委員はいかがでしょうか。

笠井委員から、どういう背景、構造の中から出てきているのかということとその解釈と今後の課題についてご意見をいただきました。どういう情報提供、支援を考えていくかをこちら側に投げられていると読み取ることもできていると思っています。

それでは、第Ⅱ章の前半はこれでよろしいでしょうか。

事務局、第Ⅱ章の続きをお願いいたします。

○生活福祉課長 では、引き続き、第Ⅱ章の今度は新宿区の相談状況というところからご覧いただきたいと思います。

資料6の14ページ、速報値版の7ページをご参照いただきたいと思います。

速報値版のほうが最新データになってございます。(1)福祉事務所の相談状況でござい

ますが、こちらは相談のみの方だけを見ましても、21年度は1万4,000件あったところが、25年度は5,500件まで推移しているという状況でございます。

(2) 拠点相談所「とまりぎ」の相談状況をご覧いただきましても、こちらは延べ相談者数というところが、一番推移がわかる場所なんですけれども、といいますのも1人の方が複数の相談を受けている場合は、相談種別のところにそれぞれ項目がカウントされますので、実数といたしましては一番下の段の延べ相談者数になります。同様に21年度は1万件を超えていた方たちが25年度は4,000件弱というところに推移しているところでございます。

次に、相談種別でございます。速報値版の8ページをご覧いただきたいと思います。上の棒グラフの②、かなり数字が細かくて恐縮でございますけれども、一番大きい山ができているところが就労、右から2番目の山になりますが、平成21年度に突出しておりますけれども、25年度の状況は左から2番目の病気というところが右から2番目の就労を上回るような相談内容の変化というふうに見ていただきたいと思います。

相談につきましては、巡回相談、病院、ハローワーク等への同行も実施していただいております。路上生活から脱却する上で、「とまりぎ」さんには重要な役割を果たしていただいております。特に、借金、アルコールなど、自立を阻害する要因について、専門相談をやっていただいております。こちらがこういった相談種別のところにも顕著に出ているのではないかと推察されます。

次に、路上対策施設利用者の状況について、こちらは速報値がございませんので、行きつ戻りつで申し訳ありませんが、本編資料6のほうの16ページをご覧いただきたいと思っております。

グラフを見比べていただきたいのですが、17ページのグラフ4、右側、平成24年度の入所者数、こちらの50歳までの方というのが過半を超えている状況が見てとれます。それから、次のグラフ7、こちらは19ページになりますが、こちらの右上24年度の入所者数、こちらでも過半に40代までの方がいらっしゃいます。さらにグラフ9、20ページ、こちらの平成24年度入所者の方、こちらでも過半が40代以下の方という状況が見てとれます。こういったところからご覧いただきますと、左側の21年度の利用者の年齢構成と見比べたときに、若年化が進んでいることが読み取れるものでございます。

また、少し戻っていただきまして、グラフ5、こちらは資料6の18ページになります。こちらの上の段の棒グラフになりますが、バツの格子のついている下のところのグレーのと

ころが、21年度は45.9、次が40.2、次が35.8、次が34.2と右に向かって下がっているような状況です。こちらは「公園、路上や駅地下街に入所前にいましたか」という数字の推移になります。この数値によりまして、公園や路上、駅などでの実際の路上生活を体験したことはない、または路上生活期間が短い層という方が増えているのではないかという推移になっていることがわかります。

簡単ではございますが、第Ⅱ章の後半については以上です。

○岡部委員長 ありがとうございます。ただいま、事務局より新宿区や「とまりぎ」の相談状況及び自立支援センター等、都と共同の路上対策施設利用者の概況について報告がありました。

この件についてどなたかご意見はございますでしょうか。「とまりぎ」や自立センター、巡回相談等について現場の皆さんのご意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

先ほど高齢化、あるいは野宿生活の長期化ということがありました。もう一方で若年化ということが、要するに年齢階層からすると二極化して、自立支援センター等は稼働年齢層の中の年齢分布からすると前回に比べれば若年化が進んでいるということが読み取れると思います。「とまりぎ」の相談件数、相当多かったですけれども、相談件数がこれほどいうふうに解釈するかということにもなりますけれども、団体の方々の活動、あるいは行政等の活動成果ということで読み取れることもできますし、また、そこで十分対応ができないとか、あるいはそこでのアクセスがない方については長期化している。そういうことも読み取れるかと思えます。忌憚のない率直なご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○岩田委員 これは大きな特徴でして、路上で調査をすると高齢者が多い。しかし、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法のシェルターないしはセンターの利用者には、路上にいたことがない、1週間以内の方、そういう人のほうがむしろ多くなっていて、これは東京なんかもかなりそういう特徴がはっきりしてしまっていて、東京都でのホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の成果が何かというと、路上に来る前の人たちを割合早くキャッチして自立支援センターにつなげていることだと思います。

長く路上にいるという人はなかなか情報も少ないし、ある程度、雑業的な収入源をある程度抱えないと長期の路上生活はできませんので、非常にわずかであっても、場所の確保、就労の確保ということを投げ捨てて、短期に入所して、しかも年齢からいって再就職でき

る見込みが低い。

そうすると、よく広義のホームレスといますけれども、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は文字通りの野宿している人のための法律だったんですけれども、結果的にはかなり広義のホームレスを視野に入れて全面的に対応したということにはなると思いますが、そういう場合にうまくステップアップして、社会の内部にもう一回帰っていきける人と、それからさっき言ったように、行ったり来たりするタイプと両方なので、年齢的には中年層が行ったり来たりが多い。なぜそうなるのかわからないんですけれども、そういう結果が出ました。

ですから、シェルター、自立支援センターにしたわけですが、果たす役割と果たさなかった役割といますか、残した問題というのがありますので、広義のホームレスも全部とらえられているわけではないと、その両端の問題をどういうふうに見るか。つまり目に見えるホームレスは確かに減少しているんですけれども、その人たちは来ない。ここで発見すると、目に見えないホームレスがかなり周辺にいるという印象もある。そこがちょっと今の時点の難しさかなと思います。

**○岡部委員長** 今、施策と実態、効果とそこでの限界といますか、今の現行の中でとらえきれていない、あるいは成果が上がっているというものをどういうふうに今後活かしていくかということになってくるかと思います。

何か、ほかにあれば。ご発言は、よろしいでしょうか。

**○笠井委員** 自立支援センターの役割ということなんですが、生活困窮者自立支援法で言えば、予防策的なそんなような役割になっているのかなという感じです。もちろん当初はそうではなくて、路上の方々、40代、50代の路上の方々が利用してきたと思うんですけれども、どこかの時点で路上歴のない方々が増えております。その方々が路上になることを防いでいるということだと思います。

自立支援センターは利用しやすい、特に仕事を探す方にとっては利用しやすく、内容も充実している、ある意味魅力的な事業だと思います。だから、野宿している方が減っていけば、自立支援センターの利用率はどんどん下がってくるはずなんですけれども、それがなかなかということで、特に若年層も含めて、自立意欲の低下を感じているということですから、残された方々の問題というのは自立支援センターが対応していないというのが、特に緊急一時保護センターと自立支援センターが合併してからいろいろな問題が、これは東京都がするべきなんだろうけれども、したほうがいいと思いますけれども、少なくとも

も現状の支援の現場からしても使い勝手はよろしいですし、利用価値もありますので、そういうところは機能としては非常に認知されているのではないかと考えています。

○岡部委員長 鈴木副委員長は自立支援センターの施設長さんでおられますので、施設長さんの立場として何かこの件に関してございますか。

○鈴木副委員長 まず、実績的な数字の話をしていきますと、先ほど来、若い方が増えているということですが、都内には5つのセンターがありますけれども、港寮だけで申し上げますと、25年度につきましては、29歳以下の方が16.2%、30代の方が20.9%なのですが、これが22年度、港寮が開所当時ですけれども、その当時ですと、29歳以下の方が14.4%、2%弱の増ということになります。

ですから、逆に30歳代ですと22年度が26.3%ですので、先ほどの25年度の20%と申しますと6%落ちているということです。ただ、この年代は年度ごとに起伏がありますので、そのままの傾向かというところ若干まだもう少し見なければいけないかなと考えています。

ただ、入所者の路上生活期間の短縮化が顕著であり、施設入所が予防策的な役割を果たすというお話をされていましたが、22年度ですと1カ月未満が54.5%だったものが、平成25年度では58.8%。これは間違いなく増えているという感じがいたします。やはり、自立支援センターに入ってくる方たちはかなり路上期間が短い、あるいは経験が少ないという方が間違いなく入ってきているなという感じがいたします。

もう一つ、先ほど委員の中から自立支援センターは使い勝手がいいというお話があったんですが、その一方ではリピーターが相変わらず多いという問題があります。大体4分の1ぐらいかなと私の感覚ではありますけれども、何回かの路上の制度を使いながらなかなか路上から脱却できない問題があるかと考えています。

さらに、私たち現場では、若い方たちの支援が非常に難しいという実感をもってやっています。やはり、いろいろな理由があると思いますが、まず社会的な経験が少ないということで、社会性が乏しい。コミュニケーションのとり方、自分の生活設計の立て方、そういったものになかなか慣れていないというところで、腰を据えてうちの施設を利用しながら社会復帰に向けていくというのはなかなか難しいかなと思います。

途中で気持ちが変わったり、考え方が変わったり、あるいはちょっとしたストレスにも自信を失って挫折をしてしまうような方が多い。というところで、やはり若年の方に対しては、もう少しその手前でいろいろな形の就労準備、職業準備というか、そのあたりのアプローチが必要かなというふうに考えております。

○大西委員 皆さんの意見はそのとおりだなと思って聞いていたんですけども、我々の「もやい」の相談でもそういった傾向がすごくあるので、この場でお話ししたいなと思います。我々の所に相談にいらっしゃる方は、20代、30代の方が約3割で、近年上昇傾向によって、しかも資料6の19ページの7と8のグラフで、20年度と24年度を比べると一目瞭然なんですけれども、とりあえず自立支援センターも若年層の方が増えているけれども、一方で、若年層が増えたら就労率は上がりますよね。だけれども、むしろちょっと減っているの、就労につながるのがなかなか難しかったり、時間がかかる方が多いかなという印象があって、実際ご相談に来ている方の統計、分析をしているんですけども、全体的に若年層の方は精神的な疾患をお持ちだったり、そういった症状を訴えられる方、そういう方がすごく多くて、男性に関して言うと、相談者全体では2割弱ぐらいで、若年層40代以下に関しては4割近くの方がそういう症状を訴えています。若年層が抱える問題は、就労支援というよりはもしかしたら精神的な病気、発達障害、そういったケアの部分、福祉的な要素が必要な方が増えているのではないかと。

高齢層の方もたくさんいらっしゃるんですが、「とまりぎ」のご相談では疾病の相談が増えているというように、それこそ空き缶拾い、都市雑業、廃品回収等の活動をされているんですけども、それを長年やってきて体がちょっと悪くなってきて、そろそろ何とかしたいけど、福祉事務所に1人で行くと怒られそうだから、一緒に来てほしいというご相談が増えていたりというのは、現場の感覚、また現場でのデータとしてあります。

これは新宿だけの話ではないんですけども、年末年始にシェルターをやって、そこを利用された方の統計を取ったらまさに二極化していて、高齢層で長く路上をされていて、体が悪くなってしまって、一時的に泊まりたいという方と、若年層でネットカフェで泊まりながら派遣で働いているんだけど、ネットカフェ代を盗られてしまって、仕事しているから年始には大丈夫なんですけども、それまで一時的に泊まりたいということで、層が見事に分かれています。

岩田委員がおっしゃったように、中間の年齢の方はアディクション（嗜癖）とか依存症の問題を抱えて、どこかの施設に入っては無断退所、退所処分になってを繰り返しているという方が見事に分かれていたので、それぞれに対してどういう施策をとるかということは、数字的にはホームレス状態の方は減っているんですけども、そこをやらなければいけないのが見えてきているのかなというのが実感としてあります。

○岡部委員長 今、皆さんからいろいろなご意見をいただきました。ホームレスの方々

には非常に減少していますが、そこでは、医学的、心理的、社会的なサポートが必要な方々とともに、就労の支援、具体的にはスキル、キャリアをつけ生活再建を果たす方々が一定の傾向で見られるというご指摘があったのではないかと考えております。

それでは、第Ⅱ章は終わらせていただいて、引き続き、第Ⅲ章について、事務局からご説明をお願いいたします。

○生活福祉課長 では、資料6のほうの23ページからが第Ⅲ章です。これまでのホームレス問題への取り組みと課題ということでございます。

25ページでございますが、都区共同事業の取り組みといたしまして、今までお話がございました自立支援センター、緊急一時保護センターといったものが機能してまいりました。

平成22年度以降は、緊急一時保護センターと自立支援センターの両施設の機能を併設した新型自立支援センターというものに移行しておりまして、こちらは平成25年2月に移行が完了しております。東京都と東京23区が一体となったホームレスの自立支援というものに取り組んでいるところでございます。

自立支援システムにつきましては、平成13年8月から取り組みを開始しておりまして、こちらは第Ⅱ期推進計画にも記載がありますとおりですが、設置方法といたしましては、東京23区を5つのブロックに分けて、ブロックごとに1カ所、運営期間は5年ということで各区で順次設置しているものでございます。第1ブロック、千代田区、中央区、港区、新宿区におきましては、現在港区に設置されておりまして、「港寮」ということで運営しているところでございます。

次に、①緊急一時保護事業（自立支援センター）とございますが、こちらは第Ⅱ期推進計画のときには、こういった表記ではなく、新型自立支援センターというところに移行した関係で、第Ⅱ期の推進計画がこういった状況にあるということがわかりやすいようにするために、事業名の併記をさせていただいているものでございます。

センターといたしましては、これまで開設した施設、速報値版のほうで最新データを整理しておりますが、資料7の速報値版の14ページになります。緊急一時保護事業、自立支援センターの成果でございますが、これまで開設した施設は14施設になります。平成26年3月末までに延べ3万892人が緊急一時保護事業を利用しております。原則、利用期間は2週間で、就労意欲の高い利用者の方は、次のステップの自立支援事業で就労自立を目指していただきます。

②自立支援事業（自立支援センター）、事業名の整理をしてございます。速報値版のほう

をご覧くださいますと、就労自立した方は46%ということで、これまで開設した14施設におきましては、1万6,086の方がこちらの事業を利用していただいているところでございます。

次に、資料6にお戻りいただきまして、28ページ、こちらのほうで、自立支援センター等々の課題を整理しているところですが、4点目にセンターの設置場所の確保が困難になってきているということで、現在、港寮の次が新宿の設置場所ということでございまして、おかげさまで（仮称）新宿寮につきましては、設置場所を決めさせていただいております。新宿御苑の隣にございます自転車保管場所の敷地の一部を用いさせていただきまして、そちらに建設を開始する予定でございます。こちらは、開設に向けて（仮称）新宿寮の地域連絡協議会というものを設けさせていただいて、地域の皆様のご意見を頂戴しながら開設に向かって準備を進めているところでございます。

次に③自立支援事業（自立支援住宅）でございます。こちらにつきましても、第Ⅱ期推進計画のときにはこのカッコ書きはなかったところなんです、新型自立支援センターの自立支援システムを回しているところで、自立支援住宅といたしまして、アパートを借り上げていただき、そこでアパート生活に向かった準備をするというものを始めていただいているところでございます。こちらにつきましては、29ページに記載させていただいておりますが、平成23年度より女性のホームレスの方の利用の実施を都区共同事業として始めているというものでございます。

次に、④緊急一時保護事業（緊急一時宿泊事業）でございます。利用者の状況といたしましては、平成24年度539人が入所し、189人が就労自立しています。こちらの就労自立を割り返しますと、35.1%の方が就労自立というデータになってございます。

速報値版の資料7の15ページのほうの実績を見ていただきますと、こちらが平成25年度467人が入所して、166人就労自立。こちらも35.5%ということでございますので、3割強の方が緊急一時的に保護、その後、就労自立のステップに進んでいただいております。

次に、資料6にまたお戻りいただきまして、30ページになります。（2）巡回相談事業です。こちらは都区共同事業でやらせていただいている巡回相談事業になります。自立支援センターに相談員を設置していただいて、ブロックごとの巡回相談をやっているものです。

こちらにつきましては、平成24年度の相談回数が31ページの記載のとおり7,929件となっております。25年度の相談件数は資料7の15ページの中ほどにございまして、7,460件

となつてございます。

相談回数そのものは減つている傾向に見えますが、これまでの延べ実績ですと5万3,000件余の相談を実施して、巡回というところの使命を果たしているところでございます。

次に、(3)訪問相談です。こちらは二度とホームレスに戻らないためのアフターフォローということで、第Ⅱ期推進計画では、「自立支援システムによる生活支援」というふう整理させていただいているところですが、今現在の都区共同事業の事業名といたしましては、「地域生活支援事業」という名前で平成20年度から実施されているものになっております。

先ほどより第Ⅲ期推進計画の事業名と※で書かせていただいておりますが、こちらは今現在やっている事業名ということでご理解いただきたいと思つています。以上が、都区共同事業による取り組みになります。

次に、新宿区の取り組みについて、資料6の33ページと資料7の16ページをご覧くださいと思つています。

まず、第Ⅰ期推進計画では7つの柱で取り組んできたところですが、今現在第Ⅱ期推進計画では、資料6の34ページに記載のとおり、8つの柱で取り組みを進めているところでございます。相談体制の機能強化といたしましては、(1)の①にございますように平成18年度から拠点相談事業を「とまりぎ」さんで始めさせていただいているところです。

資料7の16ページに速報値を入れさせていただいておりますが、先ほどの実績と同様ですがけれども、平成22年度から平成25年度まで順に相談者数としては減つているという状況でございます。

次に、地域生活サポート、宿泊所等入所者相談援助事業です。こちらは平成15年度からNPO等が運営する宿泊所等に入所している単身生活が困難な元ホームレスのために生活援助相談員による生活相談や健康管理支援を行っているものでございます。

資料6の36ページにありますとおり、見守りの必要な宿泊所等入所者に対しまして、生活援助相談員による健康管理等の相談援助により、継続的な自立への支援が行われているものでございます。

次に、アパート生活後の相談事業です。訪問サポートといたしましては、最新データが資料7の17ページに整理させていただいております。新規依頼件数が329人で、事業利用終了者が313人で、3月末現在の継続支援者数は170人となつてございます。

資料6の37ページ、利用者の状況をご覧くださいますと、3月末現在継続支援者数144人

となっております、3月末現在の継続支援が必要な方が増えているような状況が見取れると思います。

次に、少し飛ばして、福祉的支援の条件整備について、資料6の39ページのところで、これまで取り組んでいる応急援護事業について、食料の支給、シャワーの提供、日用品等の支給、ホームレスの結核予防検診等々につきましてやっておりますが、40ページにありますとおり年金の調査、住民登録の設定といったところにも取り組んでいるところでございます。

応急援護事業の実施によりまして、事務所への来所を促進し、相談援助につなげているというところがありますが、先ほどお話がございましたとおり、課題といたしましては、応急援護事業の利用から次のステップ、こちらの施設入所等になかなかつながっていかないというのが実態というところでございます。

最後に、(4)施設・住宅資源の確保でございます。こちらは緊急対応型ということで、民間宿泊所の借り上げ、給食宿泊場所の確保等を実施しておりまして、利用期間は原則1週間ですけれども、自立支援システム等への入所待機などにより利用期間が長くなる傾向があります。

課題といたしましては、自立支援センター入所待機や年金受給までの利用など、今申しましたように長期利用の方が増えているということがございます。

簡単ではございますが、第三章の振り返りとさせていただきたいと思っております。

○**岡部委員長** どうもありがとうございました。ただいま第三章、第Ⅱ期推進計画の各事業の進捗及び検証等について事務局より報告をいただきました。この件について、何かご意見はございますでしょうか。

○**岩田委員** 質問なんですけれども、応急援護事業をきっかけとして、年金調査とか住民登録の設定ということですが、住民登録の設定はどのような時点で、どこに設定するというルールみたいなものはあるんですか。

○**生活福祉課長** 新宿区のほうの応急援護というところで、いつどこにということではなくて、ご自身がどこに住所を置いたのが最後だったのかというところの問題、記憶からたどっていくお手伝いをするということでございます。

○**岩田委員** そうすると新たに住民登録をするということではないんですか。

○**生活福祉課長** 自立支援センター港寮のように入所が決まりますと、そちらには住所設定ができるんです。今まで住所がなくて、最後にどこにあったのか、今はどこにもないという

ことがわかれば、いろいろ手続を踏ませていただきますが、自立支援センターの港寮に住  
民登録ができます。こちらのほうの住民登録の設定というのは、どこにお住まいなのか、  
まずそういった居場所を公園ですとか、私どもの第二分庁舎には住民票は置けませんので、  
住民票を置けるところ、アパートのようなところを見つけて、そこに向かっていく、その  
行政側の手続というところについては、いろいろお調べするとか、最終住所地がどこにあ  
ったかお調べする、そういったお手伝いをするということでございます。

○**岩田委員** 何事も住民登録からスタートするのは大変ですけれども、例えばアパートを借り  
るにしても、特殊な条件で借りられる、だけどちょっと危ないゼロゼロ物件とか、そうい  
うことになる可能性もあると思うんですけれども、昔も青空に住民登録ができないかどう  
かという議論が大昔あったみたいですが、1つは支援センターとか、法に基づく施  
設に入ったとき、あるいは2種の無料低額宿泊所でも住民登録するということもあり得る  
んですか。

○**生活福祉課長** 事務局です。2種の無料低額宿泊所に住民登録をとというのはないのではない  
かと。生活保護を受給されるときに、住所ということで、例えば新宿区ですと、歌舞伎町  
1-4-1、新宿区福祉事務所という所在地なんですけれども、もしくはそういった緊急宿  
泊、2種の無料低額宿泊所が保護上の住所になるということもありますけれども。

○**増村委員** 相談を受ける中で、一番に住民票を取りにいくというよりは、ケースバイケース  
で、まずは前の住所地に戻るというほうが多いような気がします。お話を伺うと、家族か  
らシャットアウトされている状況がわかってきた、とかそのような時から、改めて福祉事  
務所のほうと相談しながら対応していくという形になります。先に住民票を作るのではな  
く、まずはたどってみるというところから始まると思っております。

○**岡部委員長** これは基本的には社会福祉の法律では居住地主義ですので、居住地を住所地と  
してサービス、給付を行っていくということになります。ですから、基本的に住所が定か  
ではない、居所が明らかでない方が、例えばの話、生活保護を適用する場合には現在地保  
護ということになりますので、現在地で保護する。その方は新たに安定した住居に設定し  
た場合については、そこで住民登録をするということもあるかもしれませんが、そのまま  
にしておくということもあります。

ただ、問題はここで年金調査等を行うとか、社会保険等の関係がありますので、そうなっ  
た場合については年金の受給権があるかどうかということや元の住民登録地をたどるか、  
あるいは新たな住居の設定をしたところで年金の受給権の確認をするということになるの

で、そういったときに岩田委員がちょっとおっしゃったことは、多分、新宿区さんとして、内規的なものをつくっているのかどうか、ルール化しているのかどうか。先ほど言ったように、例えば無料低額宿泊所の場合は住民登録を行わない、法定施設に入った場合に行っている、アパート転居の場合は住民登録を勧めているとか、ケースバイケースで行っているということによろしいですか。

○岩田委員 今、委員長がおっしゃったとおりです。それと同時にこれは「鶏が先か卵が先か」みたいな話ですけれども、求職活動するにしても、家を借りるにしても、やはり、住民票は必ず先に求められる、求められない場合は非常に危うい状況にむしろ置かれてしまう可能性があります。前の住民登録をたどるといのは、確かにそれは一つのやり方なんですけれども、私たちの調査でよく聞くんですけれども、大抵もうわからない、わからない場合は、現在地に帰るわけです。だから戸籍がどこにあるかはわかっている人が多いので、その調査それ自体はそんなにややこしくないような気はするんですけれども、社会復帰というときの社会の中のその人の存在証明みたいなものを何によってしていくかということ、書類上は住民登録票でしかない。生活保護は現在地でできて、それを手がかりにして、もう一回住民としての書類上の登録証明をやるといういろいろなものがまたくっついてくるわけですね。

だから、ホームレス状態というのは家がないという状態だと同時に、行政の用語で住所不定という言い方がありますけれども、そういう証明できないという状態であるとも言えるので、どういようになさったのかなと興味があったものですから伺いました。

#### ○岡部委員長

岩田委員がおっしゃったことは、住居は定かでないという方については極めて不利益を生じる。それは就労の場の証明であるとか、あるいは社会的権利である年金であるとか、もう一つは政治的な権利、選挙権の関係も出てきますので、そういう社会権、政治的な権利であるとか、働くということの意欲があったとしても、居所が定かでないということになるので、そののところはその場をどこに設定しておくのかによって、次のステップがなかなか踏み出せない、あるいは踏み出す後押しができるということは今後の課題としてどうするかと考える必要があるかなと思っています。

このあたりも今後検討の課題ということで、今の運用の中でいろいろやられているということですので、できる限りその人たちの権利回復をどういようふうに進めていくかということが、1つは居所というところから考えていくことが、いろいろなものの権利が発生する

ということにもつながってくるということのご意見であったかと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

○大西委員 NPOが頑張って便宜的なところを図っているところもあるので、可能なら何らかの形で公的な中で、難しいですね、何かいい形があればなどというのは個人的にはすごく思います。

○岡部委員長 運用上可能な範囲で、それが脱法行為にならないように、違法、不当にならないような形で、法に抵触しない形でどういうふうに進めていくかということは、特にこういう無権利化状態に置かれているということがないように、どうすべきかということは大事なことかなと思っております。

また、いろいろご意見があるかと思いますが、それではまた別の機会もございますので、第Ⅲ章についてはこれでひとまず閉じさせていただいて、本年度の作業として、これまでの振り返りとなる第Ⅱ章、第Ⅲ章の内容の確認をさせていただきました。来年素案を策定する上で、今回の内容にその最新データを盛り込みたいと考えております。

続いて、次第の2、議事(3)の今後のスケジュールについて、事務局、お願いします。

○生活福祉課長 資料3をご覧いただきたいと思っております。

今後の予定となっておりますが、第1回策定委員会が昨年8月2日で行われました。第2回の策定委員会が昨年10月22日で行われました。国の基本方針が昨年7月に発表されて、その後すぐに改訂がなされる見込みだったので、ここに国の基本方針公表と入れていたところなんですけど、その再改訂が見送られてきて、東京都の実施計画につきましては、国の再改訂を待たずに平成25年7月の改訂を受けて、第3次の実施計画というものがこの6月に公表されたものです。こちらの東京都の第3次実施計画につきましては、先日委員の皆様にお届けさせていただいたとおりでございます。本日が、第3回の策定委員会でございます。この後、皆さんご存じのとおり、生活困窮者自立支援法、こちらが平成27年4月施行に向けて、今、いろいろな政省令ですとか、具体の事業の組み立てといったものの準備がなされているところでございます。

ホームレスの関係の事業につきましても、こちらの法律のほうに移行されるのか、されないのかといったところがいまだ見えない状況でございますので、先ほど委員長にお話をいただきましたとおり、国の基本方針の再改訂を待った上で、こちらの計画を仕上げてまいりたいと考えております。

今現在、私どもが入手している情報では、国のホームレスの基本方針の再改訂の公表が平

成27年3月頃と聞き及んでおります。そのとおりに再改訂がなされた場合の東京都の再改訂の予定を打診しましたところ、おおむね半年ぐらいだろうというふうに聞いておりますので、平成27年9月と仮に押さえさせていただきました。

私どもの新宿区第Ⅲ期の計画につきましては、東京都の第3次改訂版、それが出次第すぐに策定委員会を開かせていただきたいと思っております。この策定委員会に先んじまして、国や東京都の動向につきましては随時皆様方に情報をお伝えするとともに、場合によってはそれらの再改訂の方針を踏まえて、新たにご意見を頂戴しながら素案に盛り込んでいく必要もあるかと思えます。そういったときにはまたご意見を頂戴した上で、第4回策定委員会という機会を設けさせていただいて、できましたらその場で第Ⅲ期の素案の叩き台のようなものを事務局からご提示させていただいて、素案として固めていただきたいと思っております。固めていただいたら、パブリック・コメントをやらせていただきまして、そのパブリック・コメントを経て、第5回の策定委員会で皆様に盛り込むべきこと、見送るべきことということをご議論いただいた上で、区長への報告をまとめていただきたいと思っております。

区長への報告をいただきました後、区のほうで内部決定をさせていただきまして、そのスケジュールでいきますと、平成27年12月には計画が決定、施行に至るのではないかと考えているところでございます。

また、これらのスケジュールにつきましては、国や東京都の時期によりまして、また動く可能性もございますので、大変恐縮ではございますが、本日、お配りして再委嘱させていただいた中身は次のこちらの報告をすべてまとめていただくまでという委嘱期間にさせていただきますところでございます。以上でございます。

○**岡部委員長** 今、ちょっとお話がありましたように、東京都、国の政策がまだ動いているところですので、それを待って第4回の策定委員会の開催の予定をしていく。このスケジュールでいくと、あと1年後ということになりますけれども、その間、いろいろな状況等については事務局よりいろいろな資料等も含めてお出しただけになるかと思えます。

○**笠井委員** 役所の都合だと思うんですが、時期的に27年度の12月の決定だと、28年度からの反映というふうに、予算的にかなり厳しいのかなという感じなんですが、予算折衝のここら辺の絡みでいくと、予算がつかないとなるとあれですけれども、多少動くところがあるのではないかと思うので、時期的にそこら辺はどうなのかなと。

○**岡部委員長** 事務局、よろしく願いいたします。

○生活福祉課長 新宿区の定例的な予算編成の時期のご説明に換えさせていただきたいと思っております。おおむね9月ぐらいから翌年度の予算の編成作業に入らせていただいております。そして、最終的に区全体の取りまとめ、数字がコンクリートされていきますのが、11月から、ぎりぎりが12月というタイミングになってございます。つきましては、こちらの第4回策定委員会、27年9月のところで、叩き台に十分入れ込んでいただきますと、私ども所管といたしましては、28年度予算への反映というものが可能ではないかと考えているものでございます。

○岡部委員長 ほかにいかがでしょうか。

時期的なものとは予算措置、事業展開する場合には予算措置が、そのことのご意見でした。

政策的な環境でいくと、昨年12月に生活困窮者自立支援法が公布されましたし、生活保護法の改正も行われましたけれども、来年4月1日が生活困窮者自立支援法が施行になりますので、ホームレス自立支援法と生活困窮者自立支援法の関係がどうなるのか。もう一方では、生活保護法との関係です。三者の関係の中で、具体的にホームレスの方々の給付、あるいは支援ということが具体的なものが見えてくるかなというふうに思っております。

それと、別に基本方針等がありますので、どういうことが書き込まれるのかということも1つの大きな要素かなと思います。

新しい部長さんが東京オリンピックの準備担当ということでもありますので、少しこのことがホームレスの計画にどういうふうに今後影響してくるのかしないのかということも、大分近づいてくるとそのあたりのところもこの中の検討のmatterとして入れるのかどうか、どの程度入れるのか入れないのかということも判断が必要になってくるかなと思っております。

スケジュールについては、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、最後になりましたが、議事次第のところはこれで終了しましたので、どなたでもご意見、ご質問等がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

○生活福祉課長 事務局でございます。冒頭で委員長、副委員長の選任をいただきましたので、改めまして策定委員会の名簿を配らせていただきます。ご確認をお願いいたします。

○岡部委員長 皆さん、議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

新宿区さんは、地域住民の方々、支援団体の方々、行政がホームレスの方々の自立支援に全国に先がけて積極的に取り組んでいる地域ではないかと考えております。できるだけホームレスの方々と地域住民の方々、地域住民の中にホームレスの方々がいらっしゃるとい

う認識のもとで、このことが行われているかと思しますので、これからまた来年、予定でいきますと、1年後にまた皆さんとお会いすることになります。また、場合によっては、臨時で委員会を開催するという事もあるかと思します。事務局からの資料等を見ながら、また、意見を事務局にお寄せいただきながら進めていければと考えております。これからもよろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の策定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時40分閉会